

論壇

税理士法改正に関するプロジェクトチームによるタタキ台を検証する



富田光彦 【渋谷】

平成21年11月25日に日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）は「税理士法改正に関するプロジェクトチーム（以下「PT」という。）によるタタキ台」を公表した。本稿で

1 税理士法改正を行う理由＝問題意識

PT案は、「I税理士法のあり方について」において「次世代を担う若者や社会人を含めた多くの税理士志望者を増加させるような魅力ある税理士制度が求められなくてはならない。」とし目指すべき改正の方向性を示している。そして平成13年改正時の理念を引用し、規制改革政策による見直しのサイクルにある点を指摘している。しかしながら、さらに積極的な問題意識と理由付けが必要と考える。

平成15年の公認会計士法改正による試験制度改革により、公認会計士試験合格者は、平成19年度2695人、20年度3024人、21

2 税理士制度の必要性を再認識する

現代日本の国家体制を考えたとき、国と国民を結びつける「税」の存在が重要であることに異論を挟むものはない。他方「税」については国際化・多角化に伴い複雑な仕組みを余儀なくされている。その意味で

は、このPT案が現在の税理士制度を取り巻く環境に対応するための施策として合致しているかどうかを検証する。すでに配布されたPT案と併せてお読みいただきたい。

3 個別改正要望項目について

紙面の都合上、個別項目のうち気になる点に絞って意見を述べる。

（1）電子申告等の送信業務を「税務代理」に明記する

政権が変わり、民主党のマニフェストでは年末調整の選択性と納税者の確定申告権の確保がテーマとなりつつある。そのことを背景に考えれば、今後飛躍的に増加する確定申告数をどのようにカバーしていくかは、税務申告の独占権を有する税理士制度の命題である。確定申告が増えるからといって、税理士数を増やしても常時需給のバランスが取れるとは思えない。また、個人の税務申告が増加することに、単純に送信業務を税務代理に回し込む施策として法文上明確にしても、具体的に税理士側に受け皿の用意ができれば、納税者の利便に反することになるのではない

か。

と、今回優先して取り上げるべきタタキ台の項目は1（2）の補助税理士制度のあり方と2（1）（3）（4）であり、とくに資格取得については隣接工業や関係官庁との調整が必至となることから相

（2）補助税理士のあり方

PT案は、補助税理士制度は「補助税理士が自ら税理士業務を受任し、執行することができないこと」が問題であるが、「他の税理士・税理士法人の業務に従事することについて法的に保障されることとなった」として一定の評価をあたえている。しかし補助税理士制度の根本問題は、制度上個人資格の代理人制度である。民間の代理人制度である税理士法に直接業務を受任する代理できない税理士をつくらなかった点にあるのではない。改正案は開業税理士・専従税理士（補助税理士）を登録時に選択可能となるようにした点は評価できるが、基本的には現行制度維持であり、この仕組みが将来の税理士制度の発展に寄与するかどうかの検討がなされていないように思う。

（3）報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定の見直し

近年実施された国税審判官の税理士登用に伴っての提案であると推測する。この要望が実施されると税理士業務を行いながら、国税審判官として執務することが可能となる。税理士側の論理で行けば、幅広い登用が可能となりメリットのある要望ではある。さらにPT案は受け入れる公職側に兼業禁止規定があれば、あえて税理士法で規定する必要はないとしている。

（4）税理士の資格取得に関する規定

PT案の文脈を追っていくと、今回の改正事項は法第3条第1項第3号、第4号の廃止ではなく、登録前に特別研修制度を設ける提案であることがわかる。

つまり公認会計士・弁護士には会計学・税法に1科目合格と同等の検証つまり研修制度により検証する。さらに税務官公署等行政実務経験者は現行の国税審判官の指定研修を充実させる方向性を示している。残念ながら平成18年に公表された日税連・制度部意見から大きく後退している。同意見書は単に第3条の改正のみならず税理士資格者のうち

まで税理士の職能を生かしたものであり、業務の兼務は想定外である。また同じく代理人制度である弁護士法は「公職」において包括的に業務を停止する規定は置いていない。しかし弁護士法は業務として民事・刑事事件のみならず行政事件や国家賠償事件なども扱うことから、法令上細かく区分し「停止業務」を規定している。そして弁護士代理

人形態はさまざまであるのに対して、税理士は「税」に特化した代理人である。この代理人としての「使命」を考えれば、この要望は税理士法の本来の目的に反し、国民の信頼を得られないのではないかと。

（5）実務研修制度の創設

資格要件の廃止

資格制度の整備であり特に異論はない。ただし公認会計士制度の改革議論を注視すべきではある。

（6）試験科目の整備

現行制度を申告納税制度に沿った試験科目にしていることとする自体に異論はないが、試験改革の中心論点はやはり、第3条・第8条を総合的に見直す一環で議論すべきではないか。つまり試験制度改革にはもつと大きなビジョンを描くべきで、例えば公認会計士試験改革とリンクさせ、受験者の利便性を考え、一部科目の統合などを検討すべきではないか。

（7）実務研修制度の創設

資格要件の廃止

資格制度の整備であり特に異論はない。ただし公認会計士制度の改革議論を注視すべきではある。

（8）試験科目の整備

現行制度を申告納税制度に沿った試験科目にしていることとする自体に異論はないが、試験改革の中心論点はやはり、第3条・第8条を総合的に見直す一環で議論すべきではないか。つまり試験制度改革にはもつと大きなビジョンを描くべきで、例えば公認会計士試験改革とリンクさせ、受験者の利便性を考え、一部科目の統合などを検討すべきではないか。

（9）実務研修制度の創設

資格要件の廃止

資格制度の整備であり特に異論はない。ただし公認会計士制度の改革議論を注視すべきではある。

（10）試験科目の整備

た。新聞報道によると増加する公認会計士合格者への施策として「公認会計士に準じる新資格」を検討することである。ここにきて活発な運動の展開を見せる公認会計士協会であるが、注意すべき点は、税務業務への参入という業務における要望と同時にさらに資格制度を全面的に改革するというその方向性にある。つまり「業務」と「資格」という2つの攻め口を置いたという点である。税理士会はこの2つのことに早急に対応しなければならぬ。一つは税理士法第52条の業務独占規定を維持するための「業務独占維持」の戦略であり、もう一つは税理士資格制度の整備である。そしてそれらは相互にリンクしていなければならない。その意味で、次期改正に最も必要とされる施策は、どのように第52条を堅持し、その事を正当化するために資格取得制度をいかに整備するかに尽きる。その意味でタタキ台において議論すべき事項はおのずと限られてくる。

従来から主張しているが、今回の法改正は資格取得制度と試験制度を総合的に整備し税理士法のセンタラインである第1条から第52条に至るラインを強化することに専念すべきである。また税理士制度だけを見れば、公認会計士制度との関係において大きなビジョンを持った改革の提案が必要であり、そのことを実現するために税理士会と公認会計士協会は真摯に協議を行い、さらには改正の提案につき国民に対し説明する責務があると考えられる。

4 今後のタタキ台論議に望むこと

さて、縮めくりに法改正をめぐる政治状況を考えてみたい。

平成21年3月に公認会計士協会は政府の規制改革会議に「公認会計士の税理士業務（税務）への参入」を要望した。その後の政権交代により活動がストップしていた規制改革会議であるが、この12月4日に中間答